

平成 2 5 年度第 3 回おおいた子ども・子育て応援県民会議
説明資料

平成26年度当初予算案における次世代育成支援対策関連主要事業について

平成26年度「子育て満足度日本一」の実現に向けた取組

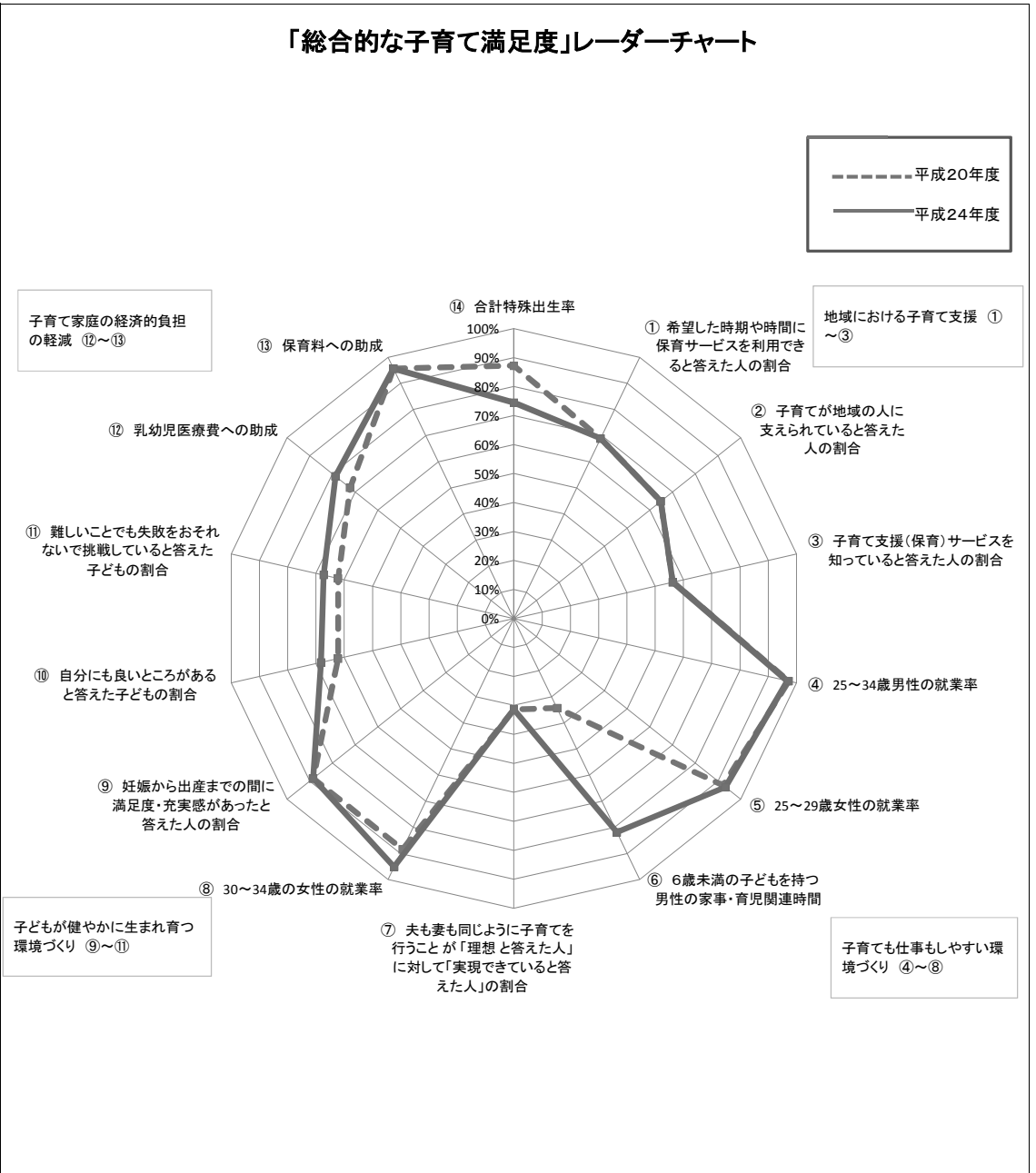
	現状と課題	これまでの取組	平成26年度の取組(新規・拡充を中心に)
「待機児童」 ゼロに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○大分市を中心に待機児童が未だ存在。 ○潜在ニーズを含めた保育所ニーズの把握が必要。 ○保育所定員増と、それを支える人材の養成・確保が必要。 ※レーダーチャート①、⑧	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所整備の推進 ○保育士等の人材養成・確保の支援 ○認定こども園への支援の拡充 ○多様な保育サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市町村と連携した保育所整備の加速化 ◎保育士等の人材養成・確保の支援 ○病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実
地域の子育て力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○核家族化、都市化、少子化等の社会構造の変化により、家庭や地域の「子育て力」が低下。 ○虐待などの深刻な事案も増加。 ○必要な支援が届いていない。 ※レーダーチャート②、③	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点の機能強化 ○放課後児童クラブへの支援 ○要保護児童地域対策協議会の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点の機能強化 ○放課後児童クラブへの支援の拡充 ◎専門的保育士の養成による保育所の機能強化 ◎子育て応援情報の発信機能の強化(マスコミの活用、「届ける支援」の強化等) ○幼保小接続期における教育の充実
女性の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> ○国の成長戦略の中核が「女性の活躍促進」。 ○子育てしながら働きやすい環境整備のため、男性も含めた働き方の見直しが必要。 ○男性の子育て参画が重要。 ※レーダーチャート④～⑧	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の就業支援や企業の取組支援 ○女性の登用推進 ○男性の子育て参画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎出産等で離職した女性を対象に就業体験の実施 ○就労相談時の無料託児サービスの拡充 ○女性管理職等のネットワーク化及び女性が少ない分野(職場、職種)で活躍する女性の紹介 ○市町村と連携した保育所整備の加速化(再掲) ○男性の子育て参画の推進
「子どもの育ち」の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進や、いじめ、不登校対策の強化が必要 ○被虐待児、障がい児、ひとり親家庭など困難な状況にある家庭への支援が必要。 ※レーダーチャート⑩、⑪	<ul style="list-style-type: none"> ○「芯の通った学校組織」の推進 ○いじめ解決支援チームの設置 ○「いつでも子育てホットライン」 ○5歳児健診の実施など発達障がい児への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校・家庭・地域の連携促進による学力・体力の向上や不登校対策などの課題解決 ◎情緒障害児短期治療施設の設置及び開設支援 ◎青少年サポートセンター(仮称)の設置(相談窓口のワンストップ化) ○ひとり親家庭の総合的な自立支援の充実
安心して子どもを産み育てられる 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊に悩む夫婦の増加により、精神的な面でも問題が生じていることから、専門家による心理的サポートが必要 ○不妊原因についての知識不足への対策が必要 ○重症小児在宅療養を支援するサービス等の地域偏在の解消と関係機関の連携強化が必要 ※レーダーチャート⑨、⑫	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊治療費の助成や、不妊専門相談センターでの支援 ○周産期医療体制や重度小児在宅療養環境の整備 ○子ども医療費の助成 ○妊婦健診の拡充と妊婦歯科健診の体制整備 ○妊娠について悩む人への相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎心理相談の実施による不妊専門相談センターでの支援強化 ◎不妊等に関する知識の普及啓発 ○不妊治療費助成の充実 ○子ども医療費の助成 ○妊娠の悩み相談体制の充実 ○重症小児の在宅療養体制の整備

◎は平成26年度新規事業

「新おいた子ども・子育て応援プラン」総合的な評価指標

総合的な子育て満足度の主要な事項	指標	平成26年度目標値	平成21年3月末時点	平成25年3月末時点	進捗	現況値の出典
地域における子育て支援	(1) 子育てが家庭が出産や子育てに楽しさや充実感を感じることができる	100.0%	68.9%	—	—	平成21年8月次世代育成支援に関するコース調査(市町村調べ)
	① 希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合(就学前児童を持つ親)	100.0%	68.9%	—	—	
	② 子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	64.8%	—	—	
子育ても仕事もしやすい環境づくり	(2) 子育て支援サービス情報の提供	100.0%	56.2%	—	—	平成24年就業構造基本調査
	③ 子育て支援(保育)サービスを知っていると答えた人の割合(就学前児童を持つ親)	100.0%	56.2%	—	—	
	(3) 子育て世代が安定した生活を送ることができる	94.0%	91.4% 全国27位	91.0% 全国17位	➡	
子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	④ 25~34歳男性の就業率	94.0%	91.4% 全国27位	91.0% 全国17位	➡	平成23年社会生活基本調査
	⑤ 25~29歳女性の就業率	78.4%	72.4% 全国32位	73.2% 全国34位	➡	
	(4) 夫婦がともに、家事や育児に関わることができる	1時間45分	36分 全国47位	1時間26分 全国7位	➡	平成21年8月次世代育成支援に関するコース調査(市町村調べ)
	⑥ 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1時間45分	36分 全国47位	1時間26分 全国7位	➡	
	⑦ 夫も妻も同じように子育てを行うことが「理想と答えた人」に対して、「実現できていると答えた人」の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	31.4%	—	—	
(5) 女性が子育てしながら働き続けられる	⑧ 30~34歳女性の就業率	72.4%	64.0% 全国29位	68.9% 全国28位	➡	平成24年就業構造基本調査
子育て家庭の経済的負担の軽減	(6) 子どもが心身ともに健やかに育つことができる	100.0%	88.6%	—	—	平成21年8月次世代育成支援に関するコース調査(市町村調べ)
	⑨ 妊娠から出産までの間に満足度・充実感があつたと答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	88.6%	—	—	
	⑩ 自分にも良いところがあると答えた子どもの割合(中学3年生)	100.0%	62.2% 全国19位	68.2% 全国16位	➡	
(7) 経済的負担が軽減される	⑪ 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していると答えた子どもの割合(中学3年生)	100.0%	62.2% 全国25位	67.3% 全国26位	➡	平成25年度全国学力・学習状況調査
	⑫ 乳幼児等の医療費への助成	全国トップレベル	全国14位	全国11位	➡	
	⑬ 保育料への助成	全国トップレベル	全国3位	全国3位	➡	
(8) 少子化の進行が抑制される	⑭ 合計特殊出生率	全国トップレベル	全国7位	全国13位	➡	平成24年人口動態統計月報年計(確定)

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート



専門的保育士の養成による保育所の機能強化

保育コーディネーター養成事業

3,191千円

現 状 核家族化や少子化の影響による、地域の「子育て力」の低下、子育ての「孤立化」、「密室化」、その他家庭・経済・社会的要因などが絡まり、複雑な環境に置かれている児童が増えている。
このことから、近年、保育所には、ネグレクトが疑われる要保護児童や、生活困窮家庭の児童など、特別な配慮を有する児童が多く通園している

しかし…

課 題 保育士は、複雑化・困難化する特別な配慮を有する乳幼児や家庭のケースに対して、対処方法や専門機関との連携方法を熟知していない。そのため十分な支援ができていない

未解決の課題

専門性の向上と関係機関との連携が必要

保育コーディネーター養成研修(計6回)の実施

- ・相談技術
- ・要保護児童支援
- ・療育
- ・発達障がい児支援
- ・保育所に求められる役割と期待 など



認定書交付



※研修は大分県保育連合会に委託（協力：中央児童相談所、大分県発達障がい者支援センター「イコール」）

効 果

保育所の保育マネジメント機能強化



- ・質の高い保育サービスの提供
- ・保護者の子育て不安の解消(虐待防止)
- ・早期の適切な療育支援

子育て応援情報の発信機能の強化

みんなで子育てキャンペーン推進事業

35,475千円

【子育ての現状】

- ・不安感や孤立感を抱えながら、子育てをしている家庭がある。
- ・子育てに関する情報が、必要としている家庭に届いていない。事業が県民に周知されていない。

【県民会議でいただいた意見】

- ①子育て支援事業のメニューが県民に100%周知されることが大切。
 - ・県民が、子育てに関して、ちょっとお節介になれる雰囲気作りができるとうい。
- ②小児科、産婦人科などの待合室での広報が有効ではないか。
- ③民間の力をかりるなど、様々な手段を利用して広報することが必要。

【取組内容】

①マスメディアからの子育て応援情報の発信

- ・県民から募集した子育ての体験談(※)に併せて、子育て応援情報をラジオ等から発信。
- ※「ありがとう」の体験談募集
親から子へ、夫から妻へ、応援してくれる近所の人などへの感謝の言葉を募集

②子育てガイドブック等による子育て応援情報の発信

- ・子育てガイドブックを作成し配布のほか、病院等に設置を依頼。
- ・子育て関係施設(※)を地図上に図示するウェブサイトを構築。ガイドブックのウェブ化と併せてホームページの充実を図る。
- ※地域子育て支援拠点、病児病後児保育施設、公園等

③NPO等との連携によるキャンペーンの推進

- ・民間の創意工夫を取り込むため、NPOと連携をとりながら事業実施。
- ・小売店のおむつコーナー等にポップを設置し県ホームページへ誘導。

【効果】

子育て家庭



- 必要な時に、子育て支援を抵抗感なく活用することができるようになる。
- 子育てが充実することで、親がしっかりと子どもと向き合い、子育てに喜びを感じられる。

地域の人



- 地域の中に、子どもの育ちと子育て中のお母さん、お父さんを温かく見守る気運が醸成される。
- 子育てを離れた世代等を中心に、子育て支援ボランティア活動への参加が促される。

情緒障害児短期治療施設の設置及び開設支援

情緒障害児短期治療施設整備事業

183,854千円

施設 の 役割

心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている児童に医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。比較的短期間(現在の平均在園期間2年4ヶ月)で治療し、家庭復帰や児童養護施設・里親等での養育につなぐ役割を持つ児童福祉施設。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の2 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

施設 の 特徴 等

福祉、医療、心理、教育の協働により日常生活、学校生活、心理治療、家族支援、社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療支援を行う。

【施設の特徴】

- 児童精神の専門医を配置
- 心理療法担当職員を児童10名に対して1名配置
- 仲間作りや集団生活が苦手で、様々な場面で主体的になれない子どもに、施設内での生活や遊び、行事を通じて、主体性を取り戻す手助けを行う
- 敷地内に小中学校の分校(予定)を設置し、学校教育を実施

【情緒障害児】

親から虐待を繰り返し受けたことなどにより、喜怒哀楽といった情緒面の現れ方が非常に偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分の意志ではコントロールできないことが継続し、周囲の人とうまく関係をとれない、暴力や自傷行為等の問題を起こす等により学校生活や社会生活に支障が出ている児童

施設 の 概要

【設置場所】

大分市芳河原台(宅地5,386㎡外) 県有地を無償貸付

【施設設置者】

(社福)藤本愛育会 理事長 藤本保(大分こども病院)
[施設名]大分こども心理療育センター

【定員及び開設時期】30名、平成27年4月1日(予定)



完成予想図

「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」（仮称）について

おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）の策定について

根拠となる法律

「次世代育成支援対策推進法」第9条に基づく都道府県行動計画
 「子ども・子育て支援法」第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

計画期間

平成27年度～平成31年度
 （5年計画）
 ※29年度計画見直し

計画策定のポイント（背景・趣旨）

①次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画

本プランは、次世代育成支援対策推進法（H17～H26年度期限法※）に基づく計画であり、「子育て満足度日本一」を掲げる本県として計画を改定して、引き続き、集中的な取組を行う。
 ※国において同法の期限延長を検討中。

②子ども・子育て支援法に基づく県計画

国の定める基本指針に則して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

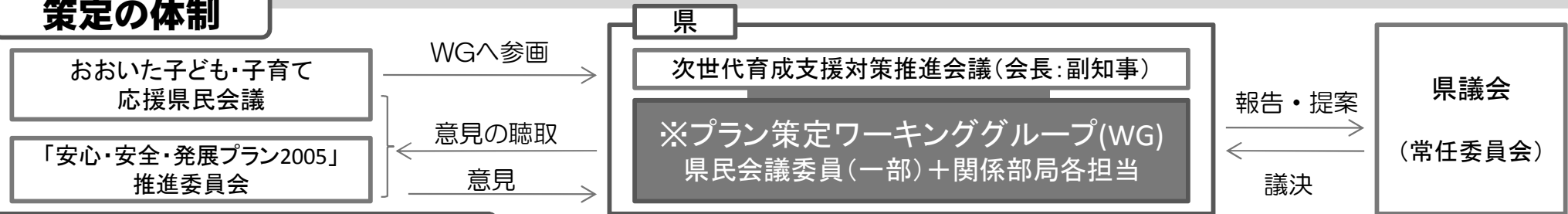
③県長期総合計画の部門計画

「安心・活力・発展プラン2005」推進委員から意見を聴くなど、長期計画と一体となって推進を図る。

④進捗管理の強化（指標の見直し）

- 個別事業ごとの評価
他の県計画と調和を取りつつ目標とすべき指標を見直す。
- 総合的な評価指標
指標に係る数値を毎年調査を実施し、全国的な位置付けなどに配慮しつつ進捗管理を行う。

策定の体制



策定のスケジュール（予定）

